明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○海岸法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三八二）　二
○海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三八三）　三
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三八四）　三

〔告　示〕

○平成二十七年新年祝賀の儀を行われる件（**宮内庁**一六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三五六）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三五七）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件（**文部科学・環境**二）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一七〇〇～一七〇五）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七〇六～一七一〇）　七
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**国土交通**一一一八～一一二〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一二一）　九
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**一一二二）　九

〔人事異動〕

文部科学省　農林水産省　経済産業省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕　一〇

諸事項

官庁
財団関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇

会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇海岸法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八二号）（国土交通省）

海岸法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二六年一二月一〇日とすることとした。

◇海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三八三号）（国土交通省）

1　海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定することとした。（第一条の二関係）

2　主務大臣が直轄工事を行う場合に代行する権限の追加

主務大臣が直轄工事を行う場合に、海岸管理者に代わって行う権限として、海岸管理者による操作規則の策定等、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）が策定する操作規程の承認等、他の管理者に対する勧告等、他の管理者が勧告に従わない場合の他の管理者に対する措置命令及び当該措置命令に伴う損失の補償等の権限を追加することとした。（第一条の五関係）

3　この政令は、海岸法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二六年一二月一〇日）から施行することとした。ただし、1は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八四号）（消費者庁）

1　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第八〇号）の施行に伴い、公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の法律にこの法律を追加等することとした。

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年一二月二四日から施行することとした。